

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人武蔵野美術大学
法 人 代 表 者	理事長 白賀洋平
担 当 部 署	経営戦略室
お 問 合 せ 先	042-342-9562

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

事務組織において各グループ・チームで点検作業
→グループ長会議確認
→大学運営会議確認
→法人運営会議確認
→理事会確認・決議
→私大連へ報告・webサイトにて公表

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	「遵守原則」欄に記載の通り、中期計画や事業計画等の策定を通じて、ガバナンス機能の向上を常に目指し続けている。また、その内容について、多様なステークホルダーからの期待に応え得るものとなるよう、基本理念に沿って自律的に学校法人の運営を行っている。

遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	2014年度に策定した第1次中長期計画について総括を行ったうえで、2022年度からの第2次中長期計画を策定した。策定にあたっては、教学・人事・施設及び財務に関する事項に加え、社会連携、情報発信等も盛り込んでいる。また、8年間の年度毎のロードマップとなる工程表を定め、計画に沿った進捗のイメージを図示しており、その策定のプロセスについては、数か月に渡る学内諸会議での検討を経て、理事会及び評議員会で十分な説明を行った上で承認された。決定内容は教授会及び業務連絡会議において教職員に対して説明を行い、周知を図っている。また、計画については毎年度末にレビューを行い、必要に応じて修正を行うことを定め、実行している。計画の最終年は100周年にあたり、その事業計画においても中長期計画のアクションプラン等をより明確にしていく。なお、毎年度の事業計画についても中長期計画と同様の検討と周知のプロセスを踏んでおり、事業報告として進捗状況・実施結果を公表している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	「遵守原則」欄に記載の通り、持続可能な社会の発展に貢献できる人材育成と、社会との連携による価値提供を推進するための取り組みを行うことで、広く社会・地域への貢献し、その要請に応え得るよう公共性ある大学運営に努めている。

遵守原則 2 - 1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	持続可能な社会の発展に貢献できる人材を育成するため、毎年度、中長期計画に基づいた事業計画を策定し、重点項目及び具体的な事業計画により行動指針を示している。また、内部質保証の方針及び実施体制について定め、大学・教育課程・授業の各レベルにおけるPDCAサイクルを作成し外部に公表しており、チェック項目において、IR、FD、自己点検・評価の各委員会を設置している。各委員会において分析・点検・評価し、学修者本位の観点から教育内容の見直しの検討を行っている。リカレント教育については、通信教育課程のみならず市ヶ谷キャンパスを拠点に、社会人に向けた教育プログラムの提供等、具体的な方針・計画に基づき実践している。留学生の受入については、留学生特別選抜を実施しており、アジア圏を中心に世界各国から多数の応募があり、才能豊かで多様性ある学生を確保している。

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>多様化・複雑化する社会において、美術・デザインが持つ資質に対する期待に十分応えられるよう、社会との連携による価値提供を積極的に推進している。連携活動の実施においては、「武蔵野美術大学社会連携活動ポリシー」を定め、公開をしている。また連携活動の計画・支援を行う連携共創チームを常設で設置し、公開講座の企画や自治体や企業との連携プログラムの開発を常時、調査・把握し、また各教員による様々な活動を当該チームによって拾い上げ、全学的な取り組みとして展開・発信する仕組みづくりも推進している。今後はこれまでの取り組みも踏まえ、より幅広い活動の展開を可能とする諸規程の整備を進めていく。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	<p>「遵守原則」の欄に記載の通り、監督・監査機能の向上、内部統制体制の確立、情報公開に関する様々な取り組みによって、大学運営に対して広く社会から得られるよう、透明性の確保に努めている。</p>

遵守原則 3 - 1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>理事会議案及び評議員会の諮問事項に対して監事が積極的に意見を述べる事が出来るよう、双方の開催通知及び議案資料を予め監事に送付し、出席を求めているほか、監査法人と監事、監事と監査チームの協議の場の設置、監事の文部科学省主催監事研修会への出席等、監事機能の実質化を図っている。選任においては、学内者の配偶者及び3親等以内の親族は就任できず、評議員の同意も必要である等、独立性や中立性が保持される仕組みとなっている。今後は私立学校法の改正に併せて、監事機能を中心に更なる学内監査体制の強化を進めていく。</p>

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応については、理事会にて十分な調査によるリスク分析に基づき議論を行う。不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすため、職位ごとの責任及び権限を定めた「学校法人武蔵野美術大学学務事務組織職務権限規則」、各備品等の調達における決裁権限を定めた「学校法人武蔵野美術大学物品等調達要領」を整備し、運用するとともに、常設の内部監査部署として「監査チーム」を設置し、「学校法人武蔵野美術大学内部監査規則」に基づき、日々内部チェックを行い、監査機能を高めている。また、「学校法人武蔵野美術大学公益通報に関する規則」を制定し、教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関する疑念を伝えることができ、通報があった情報や疑念が客観的に検証され適切に扱われる体制を整備している。さらに、個人情報保護については、個人情報に関する諸規則に沿って、個人の権利等を侵害することがないように、慎重に取り扱っている。今後、内部統制について私立学校法の改正に併せてさらに整備を進めていく。</p>

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>教育研究活動及びそれを支える経営に係る情報公開について、「学校法人武蔵野美術大学情報公開規則」を整備し、中長期計画、事業計画との連関に留意した事業報告書や、認証評価結果、設置計画履行状況等調査結果等の学外からの評価結果について本学webサイトにて公開している。財務状況の公開にあたっては、諸表だけでなく収支の均衡状況や資産・負債の状況について理解しやすい概要文も掲載するなど読み手を意識した工夫を行うほか、事業会社の状況についても併せて公開している。全ての情報は本学webサイトにて一元的に公開されており、アクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図るため、サイト内検索等により容易に情報を得られるようになっている。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	「遵守原則」の欄に記載の通り、大学運営に係るガバナンス機能の向上、財政基盤・経営基盤の強化、危機管理体制の拡充のため、諸制度を整備し適切に運用を行い、日本を代表する美術を専門とする教育・研究機関として社会的使命を果たすべく、その活動の継続と発展に努めている。

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事会会議規則、評議員会会議規則、法人運営会議規則、大学運営会議規則をそれぞれ定め、理事会決定とあわせて理事長、学長による法人、大学それぞれの運営を明確にしている。各会議の議決事項については、国のガバナンス改革の進捗を踏まえ整備を進めていく。また、理事と評議員の兼職及び評議員への理事会資料の定期的な情報共有により、理事会と評議員会間の実質的な意見交換、相互牽制が働く仕組みを構築しているほか、監事が両会議に出席することで、監査機能を高めている。さらに、理事会・評議員会の開催にあたっては、議案事項に係る資料を事前に送付するなど、会議において各構成員が熟議できるような環境を整備している。評議員の定数については、諮問機関として法人規模を踏まえた数としているほか、積極的に外部人材を登用し、役員、評議員の改選時においては財務状況、中長期計画等の研修会を実施するなど、適切な法人運営に寄与するよう努めている。また、政策の執行状況を適宜確認できるよう、決裁システムや学内イントラネット上の情報共有システムなどを整備している。

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>財政基盤の安定化、経営基盤の強化を目的に、学生納付金以外の多様な収入源の確保による財政基盤の安定性の強化を図っている。特に2029年の創立100周年に向け、用途を指定出来る寄付制度「武蔵野美術大学教育振興資金」をwebサイト等で広く募集している。また、科研費及び産官学共同研究費等の外部資金獲得のため、担当部署を常設し、情報収集、情報公開、研究推進のサポート等を行っている。さらに、2019年より開設した市ヶ谷キャンパスに、社会問題の解決や新たな人類価値の創出を目的としたソーシャルクリエイティブ研究所（RCSC）を開設し、外部機関との連携等を推進・拡充している。危機管理体制の整備については、情報化総括責任者（CIO）と最高情報セキュリティ責任者（CISO）及びその補佐を定め、そのもとに情報化戦略本部会議を設置し、情報セキュリティ政策の検討・立案を行うなど体制を整備しているほか、災害時の指揮系統等を規程した学校法人武蔵野美術大学災害等管理規則や緊急対応マニュアル、安否確認システムを整備するなど、緊急時の対応について定めている。ハラスメントの防止については、教職員に向けた必須の研修を実施するなど、必要措置を講じている。</p>